

「除外率設定業種企業における障害者雇用モデルの構築事業」概要

- ▶ 障害者雇用率制度における除外率制度は平成16年に廃止されており、経過措置として設定した除外率は段階的に引き下げ、縮小することとされているが、除外率設定業種においては依然として「障害者雇用は難しい」という声が聞かれる。
- ▶ そもそも障害者雇用においては、雇用義務の履行のためだけではなく、企業の経営改善に資する形で取り組むことが重要であるが、特に障害者雇用が困難と言われている業種においてこの視点は不可欠である。このため、障害者雇用に精通しているのみならず、経営コンサルティングのノウハウをも有する民間企業に委託を行い、経営陣の意識改革から採用・定着の仕組みづくりに到るまでの一貫した支援をモデル的に実施するとともに、支援プロセスを事例集に取りまとめ、横展開を図る。



支援企業 (受託者)

- 障害者雇用と関連づけた企業ビジョンの策定や特例子会社設立を含む新規事業提案など、総合的な障害者雇用コンサルティングを実践している企業

STEP 1

個々の取組企業が、経営改善に資する形で組織的に障害者雇用を進めることができるよう、伴走型の障害者雇用コンサルティングを実施

STEP 2

支援事例のポイント（障害者雇用の課題・有効な支援）を分析し、同業他社はもちろん、他業種においても参考にできるような事例集を作成

取組企業

- 除外率設定業種の企業 5～6社程度

（貨物運送取扱業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、建設業・湾港運送業、医療業、高等教育機関、非鉄金属第1次精錬・精製業、鉄鋼業、金属鋳業、特別支援学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園等）

